

知床半島先端部地区利用の心得（試行版）（案）

18年度最終検討会議（070301）「資料1 別添」の修正案
（3月1日検討会議意見、その後の検討会議メンバーからの意見及び事務局における精査等を踏まえ修正した箇所を見え消しで表示）

（主要な修正整理内容等）

- ① 「I はじめに」の、なお書き（動力船による一般観光客の上陸利用に関する事項）を削除して、「II 1.（3）」に禁止事項として記載。（P 3）
- ② 「II 1.（4）自己責任」の重要性に係る表現を追記。（P 3）
- ③ 「II 1.（5）情報収集等」①関係法令等の遵守に係る表現、自然公園法による禁止行為（別紙-1）を追記（P 3, 11, 12）
- ④ 「II 1.（5）②「計画書」及び「報告書」の提出を削除。（P 4, 16, 17, 18）
個人情報の取扱上の問題、及び法的根拠によらない「心得」であることを踏まえ、提出義務を課さないこととし、代わりに、「管理者等が行うアンケート調査等への協力」を記載。
- ⑤ 「II 3.（4）河口部サケ・マス釣り利用に関する事項」の表現を変更。（P 9）
- ⑥ 「安全管理」を「リスクの軽減」に表現を変更。
- ⑦ その他、記述表現等の部分的な修正・整理を実施

知床半島先端部地区利用の心得（試行版）（案）

〔先端部地区へ立ち入る際の留意事項・禁止事項〕

I-4 はじめに

平成17年に世界自然遺産に登録された知床では、現在、~~環境省~~知床国立公園利用適正化検討会議において、知床に関わる多くの方々と共に知床国立公園の望ましい保護と利用のあり方利用適正化について調査・検討を進めています。~~おり、特に~~知床半島先端部地区については「知床ならではの原始性の高い自然景観と多様な生態系の持続的な保全」及び「質の高い自然体験機会の適正な提供」を主眼とした「利用ルール」づくりを進めてきました~~いるところ~~です。

知床国立公園知床半島先端部地区（以下「先端部地区」という。別紙「先端部地区位置図」参照）は、極めて原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を有する地域であり、人類共通の財産として持続的な保全を図り、より良い形で後世に引き継いでいく必要があります。

「先端部地区」の~~における利用については、生態系の多様性を将来にわたり保全することを前提として、自然環境に支障を及ぼさないよう適切に行うこと（知床世界自然遺産候補地管理計画）とされています。また、~~利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』を基本思想とし、「知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全」を前提として、「原始的な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用を図る」ことを~~が~~基本方針（平成13年度策定「知床国立公園の適正利用基本構想」）とし~~されて~~います。

「先端部地区」は、国立公園計画上の「利用施設計画」がなく、歩道や車道など一般の公園利用のための施設が設けられていないなど、制度上一般の利用者による積極的な利用は想定されていない地域です。そのうえ刻々と変化する海況や風況、低い海水温や高密度なヒグマの生息等極めて厳しい自然条件が存在する地域であり、一般的な利用に関する安全性や快適性は全く保証され~~ません~~~~て~~いません。~~従って~~

また、「先端部地区」に立ち入る「利用者」は、これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力及び判断力が求められ、全ての行動に自己の判断が要求され、その結果は全て自己の責任に委ねられることを十分に自覚することが求められます。

本「利用の心得（試行版）」は、平成16年12月策定の「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」に定められた利用形態である「海岸トレッキング利用」、「沿岸カヤッキング利用」、「山岳部登山利用」、「沿岸河口部サケ・マス釣り利用」によって「先端部地区」に立ち入る利用者、及び「動力船による海域利用」に関し、自然保護やリスクの軽減~~安全の確保~~の観点から留意すべき事項や禁止事項を定め、それを守っていただく~~の普及・啓発を図る~~ことにより、「先端部地区」への~~立入~~利用者が風致景観と生態系を~~の~~持続

的にな保全に支障を及ぼすことのないようにするためのものです。

~~なお、現に利用によって悪影響が生じている地域（「先端部地区位置図」に記載）については、原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を保全するため、立ち入りを控えて下さい。また、知床岬先端部への動力船による一般観光客のレクリエーション目的の上陸利用は、「知床岬地区利用規制指導に関する申し合わせ（昭和59年）」により認められていません。~~

なお、本「利用の心得（試行版）」は、特に必要性が高い留意事項・禁止事項についてとりまとめたもので、試行を行うことと併せて、今後の利用実態や立ち入りによる自然環境への影響等をモニタリングし、その結果の解析・評価等のフィードバックにより、修正・補完等充実を図るものとしていきます。

II-2 利用の心得

「利用者」が「先端部地区」に立ち入る際に自然保護やリスクの軽減安全確保等の観点から留意すべき事項や禁止事項については、次のとおりとする。

1. 基本原則

(1) 自然環境への配慮

「先端部地区」の原始的な自然環境が損なわれることのないよう、「利用者」は自然環境の保護に対する意識を高く持ち、~~野生動物の行動に影響を与えないよう配慮するとともに、~~自然環境へのインパクトを最小限にするよう努めること。

(2) 他の「利用者」への配慮

次に訪れる「利用者」に「先端部地区」ならではの静寂かつ原始的な自然体験が味わえるよう、利用の痕跡を残さず来た時と同じ状態にすること。また、他の「利用者」の静寂かつ原始的自然体験を損なうような行為は行わないこと。

(3) 動力船による上陸禁止

動力船による「先端部地区（陸域）」への一般観光客等のレクリエーション目的の上陸利用は、「知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ（昭和59年）」により認められていないので行わないこと。

(4) ~~(3)~~自己責任

「先端部地区」は、整備された道等の施設はないうえ、極めて厳しい自然条件が存在する地域であり、これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力及び判断力が求められ、また、その結果は全て自己の責任に委ねられることを十分に自覚すること。

なお、事故が発生した場合は、連絡手段や救助体制は整っておらず、莫大な費用と時間を要するだけでなく、生死にかかわる状況になることを認識すること。

(5) ~~(4)~~情報収集等

① 先端部地区の利用にあたって適用される関係法令、規則等を十分に理解・学習し、

これらを遵守すること。また、事前に羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターから、リスクの軽減安全管理に関する情報（海岸部高巻き・徒渉箇所状況、海域の岩礁・浅瀬状況、潮の干満・風波等の気象状況、観光船等他の船舶との影響回避対策等）及び利用に関する情報（潮待ち場所等）を入手し、十分な理解・学習を行うとともに、これらに対処する技術の習得に努めること。

なお、別紙-1「国立公園における行為規制の種類」及び別紙-2「リスクの軽減安全管理及び利用に関する情報一覧表」及び「先端部地区位置図」を参考とすること。

~~② 最新の現地情報の把握や速やかな管理対応に資するため、立ち入り際には、行程、人数、連絡先等を記載した計画書（様式-1または様式-2）を環境省自然保護官事務所（ウトロ・羅臼）、羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターのいずれかに提出すること。また、帰着後、「利用者」は現地で得た自然環境の状況やルート等利用環境の現況等の情報を記載した報告書（様式-3）を環境省自然保護官事務所（ウトロ・羅臼）、羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターのいずれかに提出すること。~~

②② ガイドや遊漁船・観光船等の「事業者」は、日頃から情報の収集及び技術の習得等に努め、~~応対する「利用者」に対し、本「利用の心得」に関する啓発・教育に心がけ、行動に責任を持つこと。~~

③ 最新の現地情報の把握や「利用の心得」の修正・補完に資するため、立入り「利用者」は、管理者等が行うアンケート調査や、現地で得た自然環境の状況やルート等利用環境の現況等の情報提供に協力すること。

2. 共通事項

(1) リスクの軽減安全管理に関する事項

ア. 事前準備

- ① 自己の体力、健康状態と自然条件等を勘案し、十分検討した余裕のある日程の計画を立てること。また、不測の事態発生等を考慮して単独行動は避けること。
- ② 行き先、日程等は家族等にも知らせておくこと。また、立入に際して、関係機関等への手続が必要な場合は、事前に済ませておくこと。
- ③ 万が一の海難、遭難事故、海難事故が発生した場合には、地元関係者に多大な迷惑をかけることになることを十分に認識し、保険加入契約等の対応に万全を期することとし、エスケープルート、レスキュー手段、~~衛星電話等~~、事故発生に際しての対応策についても、十分に検討しておくこと。
- ④ 防寒着や食料等の装備は十分に用意すること。また、利用形態に応じ、リスクの軽減安全管理、事故防止のための装備を備えること。

イ. ヒグマ対策

「先端部地区」は、世界的にも有数のヒグマの高密度生息地であり、常にヒグマに遭遇する可能性がある。さらに、野生動物の保護が厳重に行われているため、当地域のヒグマは人間を回避せず大胆に行動する個体ものも多く、北海道内の他の地域

とは状況が大きく異なる。

したがって、リスクの軽減安全確保とともにヒグマの自然な行動形態を変化させないため、以下のことに十分に留意するほか、~~事前レクチャーでの注意事項を守る~~こと。

なお、ヒグマへの~~に対する~~対処の仕方（以下①～③）の細部については、知床自然センターのホームページ等に設けられている情報を事前に入手し、十分な準備を行うこと。

① 未然防止

- i ヒグマの生息密度が特に高いルシャ地域（ルシャ川河口付近を中心にウブシノツタ川からタキノ川に至る地域（別紙「先端部地区位置図」参照）には立ち入らないこと。特に野営は厳に行わないこと。
- ii 野営の際には、ヒグマに関わる事故を避けるため、テント場、調理・食事の場所及び食料保管場所をそれぞれ十分に離して設け、テント内に食料を持ち込むことは厳に避けるとともに、食料やゴミは絶対にヒグマに取られないよう「ヒグマ対策用携帯食料保管容器（フードコンテナ）」（知床自然センターにて貸与している。）の中に厳重に保管すること。また、テント周辺を「携帯式電気柵」で囲うことを推奨する。（「携帯式電気柵」については、知床自然センターのホームページを参照）
- iii クマスプレー、鈴等リスクの軽減安全管理、事故防止のための装備を備えること。
- iv 臭いが強い食料や持ち物はヒグマを誘引し、危険である。食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。
- v エゾシカや漂着した海獣類等の動物の死体があった場合、ヒグマが餌付いている場合~~恐れ~~があり、餌を守ろうとするヒグマから激しい攻撃を受ける可能性があるため、不用意に近づかず、すみやかに離れるな~~い~~こと。
- vi ヒグマと至近距離で不意に出会うことが事故の原因となることから、特に見通しの悪い植生地や場所では声を出す等あらかじめ人の存在を伝えること。
- vii 常に周囲に気を配り、注意を払うこと。（特にサケ・マス遡上時期の河川等はヒグマが集まりやすい。）
- viii 夜間や薄明薄暮、濃霧の時等視界が効かない時には、突発的な遭遇が起りやすいので、なるべく原則として行動しないようにすること。
- ix ヒグマに対して絶対に餌を与えないこと。

② 遭遇時の対応

- i 進行方向にヒグマを目撃した場合は、ヒグマを刺激しないように引き返す等適切に行動すること。
- ii 食料やゴミを取られたり、人や食料に対して意図的に近づく個体が確認された場合は速やかに引き返すこと。（取られたものは取り返さないこと。）

③ 事後対応

食料やゴミを取られたり、人や食料に対して意図的に近づく個体が確認された場合、あるいは追跡を受けたり、事故が発生した際には、他の「利用者」のリス

クの軽減安全確保のため、環境省自然保護官事務所（ウトロ・羅臼）、羅臼町役場または知床自然センターのいずれかに速やかに連絡すること。

（２）自然環境の保全に関する事項

ア．植生等への配慮

- ① 外来種の持ち込みを防止するため、事前に衣服を確認したり、靴底を洗う等して、付着した種子等の除去に努めること。
- ② 踏み付けにより傷みやすい湿原等の脆弱な植生地や、表土が崩れやすい場所には立ち入らないこと。
- ③ 土石や植物を採取したり、傷つけたりしないこと。
- ④ 枝条（木の枝等）の刈り払いは行わないこと。
- ⑤ 岩石、立木等に落書きをしないこと。

イ．野生動物への配慮

- ① 大木の樹洞や樹冠に大型の巣があった場合は、鳥類の営巣木の可能性があり、繁殖を妨げるおそれがあるので、近づかずに速やかにその場から遠く離れること。
また、希少鳥類の営巣地や海鳥類のコロニー及びアマツバメ・イワツバメの繁殖地には立ち入らず、近くに留まらないこと。
- ② 野生動物の撮影や観察を目的として、野生動物の行動に攪乱を与える行為を行わないこと。
- ③ 食料やゴミを野生動物に奪われないよう、フードコンテナの使用等適切な保管を行うこと。
- ④ 野生動物に餌を与えないこと。
- ⑤ 野生動物を驚かしたり、追い立てる等の行為を行わないこと。

ウ．野営

- ① 脆弱な湿原や希少種が生育する草原・砂礫地等、植生に影響を与える場所での野営は行わないこと。
- ② 野営地での行動についても、踏み付け等により周辺植生に影響を与えないよう配慮すること。
- ③ 立ち去る際に野営に当たっては、利用の痕跡を残さないようにすること。
- ④ アブラコ湾の海岸礫地を除く知床岬地区台地の草原、ルシャ地域（ルシャ川河口付近を中心にウブシノッタ川からタキノ川に至る地域）及び知床沼周辺ではにおいては、自然環境保全やヒグマ対策の観点から野営は行わないこと。

（各区域は、別紙「先端部地区位置図」参照）

エ．たき火

たき火を行う場合は、海岸線付近での流木の利用にとどめ、最小限の規模とするとともに、植生の上では行わず、また、たき火の痕跡を残さないよう適切に後始末をすること。~~なお、特別保護地区内ではたき火は禁止されています。~~

オ．ペット等の持ち込み

ペットやその他の動植物を持ち込まないこと。

カ．騒音

騒いだり、大きな音を出す等、当地区の静寂な自然環境の雰囲気を壊すような行為は行わないこと。ただし、ヒグマとの遭遇・接近を避けるために行う行為はこの限りではない。

キ. ゴミ・排水、排泄物等の処理

- ① ゴミは埋めたり、燃やしたりせず全て持ち帰ること。
- ② 石けんや洗剤は使用しないこと。
- ③ 食料品は、事前に無駄な包装等は取り除いておくこと。また、調理や後片づけに際して極力汚排水が出ない食料の選定や手法をとる等自然環境への影響を少なくすること。
- ~~④ 水場の水質汚染防止のため、洗顔や歯磨き等は水場から5.0m以上離れた場所とすること。~~
- ④ 携帯トイレを携行し、排泄物や使用した紙類は持ち帰ること。なお、やむを得ない場合は以下のとおりとし、その場合でも使用した紙類は持ち帰ること。また、排泄地点が集中しないよう分散に心がけること。
 - i. 海岸では、満潮時の潮位より上の植生のない場所に、~~10～20cm程の~~穴を掘って行く埋めること。また、番屋等漁業生産活動が行われている場所から十分離れること。
 - ii. ~~山岳部では、水場水源となる場所や野営地等人の利用場所から5.0m以上離れた場所とすること。ただし、湿原等脆弱な植生地では排泄しないこと。~~

(3) その他の事項

- ① 海産物の採取や漁業活動・施設（コンブ干場、定置網、番屋施設等）に立ち入る等、漁業活動に支障を与える行為を行わないこと。
- ② 漁業施設である番屋に宿泊しないこと。
- ③ 遺物（土器片や石器等）に手を触れたり、~~遺構（窪地の形態をした堅穴等）と~~思われる窪地に立ち入る等、埋蔵文化財等に影響を与える行為を行わないこと。
- ④ 自然保護官、森林官、巡視員、監視員等管理者の指導、指示に従うこと。

3. 特定利用形態別事項（特定の利用形態に関して守るべき事項）

「2. 共通事項」に加え、各利用形態に応じ以下の事項を遵守するものとする。

(1) 海岸トレッキング利用に関する事項

ア. リスクの軽減安全管理

- ① 海岸部では、岩壁や急斜面の高巻き・徒渉箇所があり、また、濃霧等の悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地である等極めて厳しい条件下にある。従って、~~ある程度の~~岩登り技術や危険に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。
- ② 滑落、落石等の危険に対し、細心の注意をはらう他、リスクの軽減安全管理に関する必要な装備を携行すること。（ヘルメット、ザイル、地形図、コンパス、レスキュー装備、~~無線や衛星携帯電話等~~）
- ③ ルート確保のためのザイル等は残置しないこと。

- ④ 干潮でなければ越えることができない地点があるため存在しており、潮待ち場所等の状況は、事前に羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターで確認すること。

イ. 溪流釣り

溪流に生息する魚類の多くが陸域と海域の栄養循環に貢献する生態系の重要な構成要素であり、シマフクロウ等の希少種の餌となることから、大量魚類の生息へ著しい影響を与えるような捕獲は行わないこと。

ウ. その他

往復とも原則徒歩利用とする。ただし、けがの発生、または復路において体力を著しく消耗し、歩行を続けることが困難で事故が発生するおそれのある場合を除く。

(2) 山岳部利用に関する事項

ア. リスクの軽減安全管理

- ① 山岳部では、自らの判断で適切なルート選択を行わ~~ない~~、安全を確保しなければならず、また、濃霧等悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地である等極めて厳しい条件下にある。従って高度な登山技術を持ち、危機に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。
- ② 滑落、落石等の危険に対し、細心の注意をはらう他、リスクの軽減安全管理に関する必要な装備を携行すること。
- ③ ルート確保のためのザイル等は残置しないこと。

イ. 溪流釣り

溪流に生息する魚類の多くが陸域と海域の栄養循環に貢献する生態系の重要な構成要素であり、シマフクロウ等の希少種の餌となることから、大量魚類の生息へ著しい影響を与えるような捕獲は行わないこと。

ウ. その他

目印（デポ旗、テープ等）の設置等は極力避け、設置する場合は回収すること。

(3) 沿岸カヤッキング利用に関する事項

ア. リスクの軽減安全管理

- ① 沿岸では、知床岬や斜里側ルシャでの強烈な突風、羅臼側での変わりやすい波や風、また、濃霧等悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地でもある等極めて厳しい条件下にある。従って、高度な技術を持ち、危機に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。
- ② リスクの軽減安全管理に関する必要な装備を携行すること。（ライフジャケット、ビルジポンプ、パドルフロート、レスキュー装備、~~無線や衛星携帯電話等~~）
- ~~③~~ ③ 強風や時化の影響を受けやすい知床で遭難を避けるために、他の船舶に不安を与え、進路を妨害しないよう、常に最も陸寄りを進むこと。
- ~~④~~ ④ 複数艇で航行する際、長い行列にならないようにし、他の船舶の航路を妨げないこと。
- ~~④~~ ⑤ 他の船舶が近づいてきたら、狭い範囲に集まり、停船してやり過ごすこと。

⑤⑥ 衝突事故防止のため、他の船舶から発見・認識されやすいよう努めること。
と。

イ. 野生動物への配慮

- ① 野生動物の繁殖地には必要以上に接近しないこと。
- ② 海棲哺乳類（クジラ、イルカ、アザラシ等）、海鳥、猛禽類及びヒグマの生息行動に影響を与えるような接近や追い回し行為を行わないこと。

ウ. 漁業への影響回避

- ① 漁具等が設置されている場所に場合は、近づかないこと。
- ② 定置網付近には滞留せず、すみやかに通り過ぎること。
- ③ 作業中の漁船には、不用意に近づかないこと。

エ. その他

- ① ~~ウトロ漁港、相泊漁港、文吉湾等漁港施設は緊急避難時~~以外には利用しないこと。
- ② 出発地と帰着地の状況、上陸場所の適否等に関する情報について、事前に羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターに確認すること。

(4) 沿岸河口部サケ・マス釣りに関する事項

羅臼側の沿岸河口部に渡船によって上陸して行われているサケ・マス釣りは、立入りの期間や範囲が比較的限定されており、知床ならではの自然体験の一つと位置付けられるものであるが、釣り人の立入りによる釣り場環境への影響と漁獲自体による自然環境への影響、あるいは他の利用者（特に海岸トレッキング利用者）の原始的な自然体験を損なうおそれがある。

したがって、羅臼側の沿岸河口部サケ・マス釣りについては、当面の間、「羅臼町遊漁船組合釣り部会自主ルール」（別紙）を適切かつ厳格に運用するものとし、釣り場については、別途調査を進め、調整の上、場所と区域を限定する。

また、斜里側の沿岸河口部サケ・マス釣りについては、斜里側の海岸線のほとんどが自然環境の厳格な保護が必要となる特別保護地区であり、また、サケ・マス遡上河川周辺には極めてヒグマが高密度に集中し危険性も高いことから、動力船による上陸利用は行わないこと。

(5) 動力船による海域利用に関する事項

ア. 安全管理

- ① 他の船舶（漁船、シーカヤック等）との事故防止のため、航行速度、距離等に十分配慮すること。
- ② 観光船では認可を受けている航路から外れて航行しないこと。

イ. 野生動物への配慮

- ① 野生動物保護のため、海岸部へは必要以上に接近しないこと。
- ② ケイマフリの繁殖地及び生息地であるプユニ岬からエイシレド岬までの岩壁への接近をさけ、沿岸から100m以上距離を取ること。特に営巣地であるプユニ岬、象の鼻、岩尾別川右岸断崖及び五湖断崖へは接近しないこと。

③ 海鳥の繁殖地となっている鮎岩、カパールワタラ、イダシュベワタラ及びタカ サラウニへの接近をさけ、100m以上距離を取ること。

④ オジロワシが止まり場として海岸の岩場を利用している場合には100m以上距離を取るなど、海棲哺乳類、海鳥、猛禽類及びヒグマ等の生息行動に影響を与えるような接近行為やクジラ類やイルカ類の追い回し行為を行わないこと。

⑤ 海棲哺乳類の側からが接近してきた場合には、その行動を妨げないよう船の進路を変更するか、状況により減速すること。

⑥ 海中に鯨類の鳴音及び疑似音等鯨類の行動を錯乱させるような人工音を発しないこと。

⑦ 海鳥、猛禽類や岩礁に上陸している海棲哺乳類への影響を与えないよう、陸の近くを航行する場合は低速で航行すること。

ウ. 漁業への影響回避

漁具等が設置されている場合は、近づかないこと。

エ. 騒音

大音響の拡声器の使用や音楽の放送等静寂な自然環境の雰囲気を壊すような行為や野生動物の行動に影響を与える行為は行わないこと。

オ. その他

船からゴミ等の投棄を行わないこと。

別紙－1 国立公園における行為規制の種類

	地域区分	行為の種類
許可を要する行為	特別地域	[1]工作物の新築、改築、増築 [2]木竹の伐採 [3]鉱物や土石の採取 [4]河川、湖沼の水位・水量の増減 [5]指定湖沼への汚水の排出等 [知床国立公園では知床沼、知床五湖、羅臼湖] [6]広告物の設置等 [7]指定する物の集積又は貯蔵 [8]水面の埋立等 [9]土地の形状変更 [10]指定植物の採取等 [知床国立公園ではチングルマ等245種を指定] [11]指定動物の捕獲等 [知床国立公園は指定なし] [12]屋根、壁面等の色彩の変更 [13]指定する区域内への立入り [知床国立公園は指定なし] [14]指定地域での車馬乗入れ [知床国立公園では特別地域全域(道路、畑等を除く)] [15]政令で定める行為 [該当なし]
	特別保護地区	特別地域の行為に加え [1]木竹の損傷 [2]木竹の植栽 [3]家畜の放牧 [4]物の集積又は貯蔵 [5]火入れ、たき火 [6]木竹以外の植物の採取等 [7]動物の捕獲等 [8]車馬等の乗り入れ [9]政令で定める行為 [木竹以外の植物の植栽、植物の播種] [動物の放逐(家畜の放牧を除く)]

届 出 を 要 す る 行 為	特別地域(事後)	[1]特別地域の指定時における既着手行為 [2]非常災害のために必要な応急措置
	特別地域(事前)	[3]指定地域での木竹の植栽・家畜の放牧 [知床国立公園は指定なし]
	特別保護地区(事後)	[1]特別保護地区の指定時における既着手行為 [2]非常災害のために必要な応急措置
	普通地域 [知床国立公園は 海域のみ]	[1]大規模な工作物の新築、改築、増築 [2]特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 [3]広告物の設置等 [4]水面の埋立等 [5]鉱物や土石の採取 [6]土地の形状変更 [7]海中公園地区の周辺部における海底の形状変更 [知床国立公園では海中公園地区の指定なし]

一覧表

[海岸トレッキング利用における危険箇所・通行困難箇所]

● 観音岩：高巻き

観音岩の基部を乗り越す。この乗越の南側は約20mの垂直に近い壁になっている。

粘土質の非常に滑りやすい土付きになっている部分があり、雨で濡れている際には大変滑りやすいため、雨天時には登攀技術のない者が通過するのは困難である。ロープが取り付けられているが、老朽化しているため、このロープに頼って上り下りすることは極めて危険である。

● トツカリ瀬：渡渉・へつり

干潮時に水面上に飛び石状に頭を出す岩の上を通過する。満潮時や時化の際の通行は困難であり、また、数mの間であるが水面上の垂直に近い壁をトラバースする部分もある。

● モイレウシ南側：高巻き・へつり

モイレウシ湾の南側に突き出した岩の岬の基部を乗り越す。この乗越の南側は約15mの垂直に近い崖になっている。ここには漁業ロープが取り付けられており、これを用いて登り降りするようになっている。

その約200m南のタケノコ岩基部では、一部波打ち際のテラス状の岩の上を通過する地点があり、満潮時には水に浸からなければ通過できない。また時化していると通行は困難である。

この地点にはややオーバーハングした水面上の岩壁をへつって通過する部分もあり3~4mほどの間ではあるが、大きな荷物を背負ってのへつりには技術を要する。この部分は南側から北側に向かってへつる方が難易度が高い。

● 剣岩（モイレウシ北側）：渡渉

モイレウシ湾の北側に突き出した剣岩の岬は切り立った崖になっている。ここを通過するには干潮時に崖下の水面上に出現するテラス状の岩の上を歩いて行くことになる。

満潮時には人の背丈以上の水深になるため、泳がなければ通過できないが、延長距離は200m余りになるので、強行に突破するのは難しい。また、高巻をしようとすると大変な遠回りになる。ここは干潮に合わせて通過すべき地点である。ただし、干潮であっても時化で波が打ち寄せている時には、テラス状の岩の上まで大波をかぶるので通行できない。

● 近藤ヶ淵：渡渉・高巻き

湾を形作る岩壁の北側が垂直の壁になっており、干潮時には水面に出た岩を伝わってその下を回り込むことができるが、満潮時には通過できない。干潮時であっても1ヶ所は、水中に隠れた岩の上に足を置いて飛び石で通過せざるを得ないが、水中の岩を発見するのは難しい場合がある。

背後の海岸段丘の急斜面には、斜面をトラバースしながら登っていく巻き道がで

きている。シカ道をそのまま人が使っているもので、狭く崩れやすい道であり、バランス感覚が乏しい人には危険である。乗越の南側は草付きの急斜面であり、裸地化していて雨の際にはたいへん滑りやすく危険である。

ロープが取り付けられているが、老朽化しているため、このロープに頼って上り下りすることは極めて危険である。

● 念仏岩：高巻き

高巻きルートは滝ノ下側は大きくオーバーハングして屋根状に張り出した岩の上をトラバースするルートになっている。また、知床岬側の上部は、ほぼ垂直の岩壁になっている。このルートは落差20～30mもの崖になっているところもあり、足を踏み外せば深刻な事故発生の危険性のある場所であり、この地点ではすでに過去にも転落して頭蓋骨陥没の重傷を負った例が記録されている。

滝ノ下側の急斜面の表土が大規模に崩落して、岩盤がむき出しになっている地点があり、この部分は登攀技術のない者がロープなしで登ることは困難である。

ロープ取り付けられているが、老朽化しているため、このロープに頼って上り下りすることは極めて危険である。

● カプト岩：高巻き

この地点は内陸側に向かって深い切れ込みがあり、海岸部は干潮時であっても通過できず、標高差100mの高巻をしなければならない。

高巻きルートは赤岩(キナウシ)側は非常に急な沢型の斜面になっており、転落事故発生の危険性が大きい場所である。また、浮き石が多く、落石を起こさずに通過することは困難である上に、落石は通常人が登り降りする沢型の中央に集まって落ちていく構造になっており、上方のパーティーが落石を起こせば、落下に従ってスピードを増した落石が、下方のパーティーに深刻な事態を引き起こす。

したがって、複数のパーティーが同時に高巻きルートを通過することは極めて危険であり、厳に慎むべき場所である。

赤岩(キナウシ)側の斜面にロープが取り付けられているが、老朽化しているため、このロープに頼って上り下りすることは極めて危険である。

[半島周回シーカヤックおける危険箇所]

● ルシヤ沖

標高1000mを越える屏風のようにオホーツク海に突き出した知床半島が、ここでは標高300mほどしかなく、南よりの風が吹くと強烈な出し風が山から吹き下ろす。

夏期の斜里側はべた風状態が続くことが多いが、ここに来ると突然突風に見舞われるため、油断していると非常に危険である。

この地域は大きな湾状の地形であるが、最短コースをとろうと安易に沖合を進むと沖に流されてしまう場合があり得る。

出し風の際には、強風の影響は北はタキノ川から南はウブシノッタ川付近まで広範囲に及ぶ。風や白波が遠望されたら、風が収まるのを待って通過すべきである。

風が止むのを待つための上陸待機地点は、南側は「ウブシノッタ左岸」、北側は「カパルワタラ又はポロワタラ」が適地である。

● **知床岬沖**

長大な半島の突端にあり、ウトロ側・羅臼側のどちらの方向から風が吹いても時化になりやすい。特に波が荒く背後から強風が吹く際には、無理をして突入すべきではない海域である。

岩礁帯が長く沖に向かって伸びているために沖合を回りたくなるが、波が高い時は沖を回るのは危険である。岩礁帯の基部に通り抜けることができる水路があるのでここを通過すべきである。

風が止むのを待つための上陸待機地点は、岬の斜里側は「アブラコ湾」、羅臼側は「赤岩（~~キナウシ~~）」が適地である。

● **カブト岩・ペキンの鼻・観音岩**

羅臼側にはカブト岩、ペキンの鼻、観音岩等いくつかの小規模な岬状の地形があり、風向きが変わりやすく、岬の先端周辺で時化していることがしばしばある。

夏は比較的南よりの風が多く強い南風の時に背後から風と波を受けながらこれらの地点を通過する時は注意が必要である。無理をせずに風が収まるのを待った方がよい。

削除する。

個人情報保護法の観点、及び法的根拠によらない「心得」であることから、提出義務を課さない。

[様式－１] 削除

知床半島先端部地区立ち入り計画書			
<p>知床半島先端部地区への立ち入りに際し、関係法令及び「利用の心得」を遵守し、全ての行動において自己判断と自己責任によることを十分に自覚し、以下のとおり計画書を提出します。</p> <p>環境省釧路自然環境事務所長 殿</p> <p>提出年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>代 表 者 (サイン)</p>			
利用形態	(該当する形態を囲む)		
	①海岸トレッキング利用 ②沿岸カヤッキング利用 ③山岳部登山利用 (ア) 知床岳登山 (イ) 知床岬方面縦走登山 (ウ) その他沢登り等 ④その他 (具体的に記述)		
利 用 者	氏名	連絡先：住所 (電話)	年齢
	代表者		
	同行者		
	” ”		
行 程	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 〇泊〇日		
	(ルート概要、野営予定地 等)		

[様式－２] 削除

知床半島先端部地区立ち入り計画書
(河口部サケ・マス釣り利用)

河口部サケ・マス釣り利用のための知床半島先端部地区への立ち入りに際し、釣り利用者に対し、「利用の心得」を的確に遵守させ、利用者の行動に責任を持つものとし、以下のとおり計画書を提出します。

環境省釧路自然環境事務所長 殿

提出年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

渡船事業者 (サイン)

利用者	氏名	連絡先：住所（電話）	年齢
	乗船者		
	〃		
	〃		
	〃		
行程	立ち入り日時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時～〇時日 渡船場所		

[様式-3] (変更案) 削除

帰 着 報 告 書

知床半島先端部地区への立ち入りから帰着したので、以下報告します。

環境省釧路自然環境事務所長 殿

提出年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

代 表 者 (サイン)

立入期間 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 〇泊〇日

(現地の自然環境及びルート等利用環境の現況に関する情報等)

○危険箇所の現況等に関する事項

○ヒグマとの遭遇等に関する事項

○他の利用者に関する事項(遭遇日時、遭遇場所、グループ数、人数、利用形態等)

○その他

【参考】

「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」との関連

本「利用の心得」は、「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」(環境省東北北海道地区自然保護事務所・平成16年12月)における以下の「3 対象区域」から「6 利用形態

別取り扱い方針」を踏まえて策定するものとする。

知床半島先端部地区利用適正化基本計画(抄)

3 対象区域

知床半島先端部地区（以下「先端部地区」という。）は、前述のように、陸域は国立公園計画上の「利用施設計画」がなく、歩道や車道など一般の公園利用のための施設が設けられていないなど、制度上一般の利用者による積極的な利用は想定されていない地域である。知床岬あるいは知床岳等を目的地として、知床大橋や相泊などから海岸線、沢や稜線部を徒歩で、あるいはウトロや相泊などから海上を船等で利用されており、それぞれの利用形態及びアクセス方法を視野に入れて検討する必要があるため、知床国立公園内のうち概ね次の範囲を検討対象区域とする。

（別添「地区概念図」の範囲）

- ・ 海岸陸域部：羅臼側＝相泊から北東域
斜里側＝知床大橋から北東域
- ・ 沿岸海域部：羅臼側＝相泊から北東域
斜里側＝幌別から北東域
- ・ 内陸山岳部：硫黄山から北東域

4 基本方針

「先端部地区」では、平成13年度の知床国立公園適正利用基本構想の考え方及び平成16年1月の知床世界自然遺産候補地管理計画の内容を踏まえ、当該地区の特性に応じて以下の事項を基本方針として利用の適正化を進める。

- ① 動力船による上陸利用は、この地区にふさわしい利用形態とは言えず、自然保護上の支障もあることから、従来の「上陸利用は認めない」という規制を徹底・強化する。
- ② 徒歩やシーカヤックなどの人力による陸域への立ち入り利用については、対象となる陸域の一部に、希少動物の生息・繁殖地、海鳥の集団繁殖地、脆弱な植物群落地、遺跡・埋蔵文化財包含地等の保護・保存を図る必要がある場所があるため、自由利用ではなく、対象となる場所の特性と利用形態に応じて、具体的な「利用ルール」を設けて、自然環境の保全及び自然体験の質の確保上問題が生じないように一定の制限を加えていくものとする。
- ③ 海域の利用については、当該地が海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地となっており、観光・レジャー目的の船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察行動などがこれら海鳥や海棲哺乳類の生息に影響を与えることも懸念される。このため、海域のレクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないよう、また、地域の産業であるサケ・マス漁等漁業活動との両立が円滑に図られるよう「利用ルール」を設けるとともに普及啓発に努める。
- ④ 利用の安全性に関しては、事前の情報提供や事前レクチャーの仕組みを設けることにより、利用の安全性向上と利用者の「自己責任」意識の普及啓発に努める。

- ⑤ 原生的自然の保全を図るため、自然に与える負荷を軽減しつつ自然体験が得られるよう自然にやさしい行動や活動が望まれる。そのため、巡視等の指導体制の整備、普及啓発、事前レクチャー等の充実を図る。
- ⑥ 日常的に利用者と接する地域住民や関係事業者などの人達が「利用ルール」の指導や普及の役割を果たしていくことが大切であり、地域住民や地域内外の関係事業者と関係行政機関などとの連携を強化することにより、そうした機能が効果的に発揮されるような仕組み（ネットワークの構築等）を設けていく。

5 利用者の定義

本基本計画における「利用者」とは、前記の「基本方針」の下で、下記6の利用形態により「先端部地区」に立ち入る者を指し、これら「利用者」の案内、引率、誘導、運搬等を行うために立ち入る者（ガイド、渡船業者等の事業者）及び取材・写真撮影等を目的として立ち入る者を含むものとする。

なお、番屋所有者等の漁業に伴う行為、土地や施設の管理を目的として立ち入る者は除くものとする。

6 利用形態別取り扱い方針

利用形態別の基本的な取り扱い方針を以下のとおりとする。

1) 海岸トレッキング利用

知床岬、知床岳や知床沼への登山等のための海岸線トレッキング利用は、徒歩による利用であり原生的な自然環境の保全と両立し得るものであるが、海岸陸域部では比較的高度な登山技術を要するとともに、何ら歯止めなく多数の利用者が立ち入ることは、貴重な植生や動物相に影響を及ぼすことから、現状程度以下に抑えることを基本として、自然環境保全上の悪影響が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

2) 沿岸カヤッキング利用

シーカヤックによる利用は、現状では比較的少数であり、自然環境に与える影響も少ない利用形態と言えるものである。しかしながら、沿岸海域部では気象条件等の十分な理解と知識及び高度な技術を要するものであり、また、原生的な海岸部への自由な立ち入りが可能な利用形態のため、場合によっては自然環境や漁業活動等への影響も懸念されることから、これらへの悪影響が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

3) 山岳部登山利用

硫黄山から北東の内陸山岳部は、急峻な地形と厳しい気象条件等により、極めて高度な登山技術を要する地域であるうえ、湿原植物等脆弱な自然地にテント場跡やたき火跡も見られ、立ち入りの状況によっては貴重な自然環境に悪影響が生じることから、立ち入りは現状程度以下に抑えることを基本として、自然環境保全上の悪影響が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

4) 河口部のサケ・マス釣り利用

河口部に渡船によって上陸して行うサケ・マス釣りは、立ち入りの期間や範囲は

比較的限定されているが、無秩序な入り込みやごみの放置等により自然環境等への影響も懸念されることから、現状程度以下に抑えることを基本として、自然環境保全上の悪影響が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

なお、その他の磯釣りや溪流釣りについては、今後、利用状況を把握しながら具体的な取り扱い方針を検討していく。

5) 動力船による海域利用

沿岸海域部におけるレクリエーション目的の動力船（観光船、遊漁船、プレジャーボート等）による海域利用については、海鳥・海棲哺乳類や漁業活動等への影響が懸念されることから、これらへの悪影響が生じないよう一定の「利用の心得」の下での利用とする。

6) 動力船による上陸利用

知床岬地区への一般観光客等のレクリエーション目的の動力船による上陸利用は、従来より関係行政機関の「申し合わせ」により認めていないところである。

知床岬地区に限らず、「先端部地区（陸域）」への動力船による上陸利用は、一度に多量の利用者や物資を運ぶことが可能であり、自然環境及び適正利用環境に多大な悪影響を与えるおそれがあることから、観光船、遊漁船、プレジャーボート等、船舶の種類を問わず、一般観光客等のレクリエーション目的の動力船による上陸利用は認めないものとし、「申し合わせ」を徹底・強化するものとする。

ただし、上記「(1) 海岸トレッキング利用」「(3) 山岳部登山利用」の復路及び「(4) 河口部のサケ・マス釣り利用」に関する遊漁船については、別途それぞれの「利用の調整」において扱いを検討するものとする。

7) その他の利用

水上バイクやダイビング、冬期の流氷上での体験活動などその他のレクリエーション利用についても、今後、利用状況を把握しながら具体的な取り扱い方針「利用ルール」を検討していく。

なお、航空機の低空飛行は、快適な利用や野生動物へ悪影響を及ぼす恐れがあることから、必要に応じ関係者へ行わないよう要請する。

また、利用者とヒグマとの接近や接触などによる軋轢の回避を図る必要性の高くなった地区（ルシャなど）においては立ち入り規制強化の方向で管理システムの検討を行う。

羅臼遊漁釣り部会自主ルール

国立公園及び世界自然遺産に指定されている羅臼の海において、関係法令・規則はもとより、「知床国立公園知床半島先端部地区利用適正化基本計画（平成16年12月）」の趣旨を尊重し、知床ならではの健全で秩序ある遊漁を持続的に提供することを目的として、海難事故の防止、資源保護・環境保護を図るため、以下のルールを定めるものである。

（基本原則）

・知床羅臼が「国立公園」及び「世界自然遺産登録地」であることを十分認識し、自然環境の保全に配慮する。

・知床羅臼でなければ体験できない、健全な海洋レクリエーションとしての遊漁を推進する。

（安全管理）

・運行にあたっての気象・海況などの判断は、羅臼遊漁釣り部会が判断して運行する。ライフジャケット装着の徹底。

・海上交通道徳を守り、他の船舶（漁船、観光船、シーカヤック）との事故防止を図る。・営業は最大12時間以内、日帰り利用とし、緊急の場合を除き宿泊・野営は行わない。（資源保護）

・収奪的な釣りを排除し、釣り自体を楽しむスポーツフィッシングを推進する。

・釣魚量は、船釣りでは一人につきクーラーボックス一個以内とし、渡船による沿岸河口部のサケ・マス釣りでは一人につきマス10匹・サケ5匹以内とし、魚卵のみの捕採は行わない。

・渡船による沿岸河口部のサケ・マス釣りは、その年の状況を踏まえ親魚の遡上確保の観点から、釣り部会において最終日を決めることとし、最長でも9月末日までとする。

・渡船による沿岸河口部のサケ・マス釣りは、「モイレウシ湾」、「ペキン浜」、「クズレ滝（※）」「二本滝」の4箇所とする。

（環境保護）

・ゴミや釣魚及びその残滓などは捨てないで、必ず持ち帰り適切に処理する。

・沿岸河口部のサケ・マス釣りで上陸する利用者には、以下のことを周知・指導する。

- ① 乗船前には靴底の泥を落とすこと。
- ② 釣り場から離れて歩き回らないこと。
- ③ 焚き火をしたりゴミを燃やさないこと。
- ④ ゴミは全て持ち帰ること。
- ⑤ ヒグマとの遭遇・接触の危険があること。
- ⑥ トイレがないため、出発前に用を済ませておくこと。
- ⑦ 静寂な環境を壊すような騒音をださないこと。
- ⑧ 禁酒のこと。

※通称「滝の下」のことを指す

立ち入り及び野営を行わないこととされている地域
野営を行わないこととされている地域

区域図

資料1-1-4

